

資料提供 令和3年10月8日 担当：広島県対策本部 担当者：新型コロナウイルス 感染症対策担当 渡部 直通：082-513-2844

新型コロナウイルス感染症の患者の発生について

令和3年10月7日(木)に、新型コロナウイルス感染症の患者が2例確認されました。新型コロナウイルス感染症の患者の発生は県内21804～21805例目です。本件については積極的疫学調査を行っており、現時点では把握している情報は次のとおりです。なお、県全体の直近7日間の10万人当たり新規報告患者数は5.1です。

【発生数】 1市で、30代～50代 計2名

【症状等の度合】 軽症2

【入院等の状況】 宿泊療養中2

【他事例との関連】 調査中2

【ワクチン接種歴】 2回接種1(50代1名), 未接種1

【県外往来等※】 あり1

※ 発症(無症状は検体採取日)前14日以内の県外・海外との往来
・再陽性の患者はいません。

市町名／年代	10歳未満	10	20	30	40	50	60	70	80	90歳以上	合計
廿日市市				1		1					2
合計				1		1					2

『緊急事態措置』終了後の集中対策【令和3年10月1日～10月14日】

【県民、事業者の皆様へ】

- 外出は、外出機会と時間を合わせて半分に削減(重点区域※においては21時以降の外出は更に削減)してください。
- 徒歩・自転車通勤、時差出勤等を促し、Web会議やテレワークの活用により、出勤者を7割削減するとともに、重点区域※においては21時以降の勤務を抑制してください。
- 同居する家族以外での会食は控えてください。ただし、同居する家族以外での会食等にあって、物理的な対策等がとられている飲食店を利用する場合、居宅や屋外のキャンプ場等において飛沫感染防止や手指消毒、換気を徹底する場合を除きます。
- 都道府県が不要不急の外出自粛を要請している地域又は直近7日間の10万人当たり新規陽性者数が10人以上となっている地域との往来は、慎重に判断するとともに、これらの地域からの来訪者と面会する機会がある場合、感染リスクを考慮し行動してください(事業者においては、出張時期の変更やWeb会議への切替えなど)。県内での移動について、重点区域※との往来は、感染防止対策を徹底するなど、注意してください。

※ 重点区域：広島市、東広島市、府中町、海田町

お願い

報道機関各位におかれましては、感染症法の精神に基づきプライバシー保護及び風評被害、患者・御遺族等の人権尊重・個人情報の観点から、提供資料の範囲内での報道に格段の御配慮をお願いします。